

令和3年2月福島県沖地震による被災住宅修理支援事業について

1 概要

令和3年2月の福島県沖地震により、準半壊に至らない住家被害（損害割合10%未満）を受けた世帯のうち、以下に掲げる住宅修理の実施費用に20万円以上を要した世帯に、定額10万円を支給する。

○対象となる住宅修理（例）

壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、
壊れた外壁の補修、壊れた床の補修

※内装に関するものや家電製品は原則対象外

◆支援のイメージ

被害の区分（損害割合）	支援の内容
全壊（50%以上）	【既存制度】 災害救助法による住宅の応急修理制度 <半壊以上> 59万5千円まで <準半壊> 30万円まで
大規模半壊（40%以上50%未満）	
中規模半壊（30%以上40%未満）	
半壊（20%以上30%未満）	
準半壊（10%以上20%未満）	【県独自支援】 修理費が20万円以上の場合、10万円支給
準半壊に至らない（10%未満） （一部損壊）	

2 対象世帯

準半壊に至らない住家被害（損害割合10%未満）を受けた世帯 4,485世帯（県の見込み）

3 所要額

被災住宅修理支援事業に要する経費

特定財源：県補助金9/10（事務費は1/3）

積算額合計	469,201 千円	県補助金	409,631 千円
支給額 100千円× 4,485 件 + その他事務費		市負担額	59,570 千円

4 スケジュール

○5月上旬：正庁で受付開始予定